

○駒澤大学寄付講座に関する規程

平成20年4月1日

制定

改正 平成27年4月1日

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）が、学外の機関等から授業科目の運営に必要な経費の寄付を受け、本学において行う授業（以下「寄付講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(寄付講座の科目担当者)

第2条 寄付講座の科目担当者（以下「科目担当者」という。）は本学の教員とする。

2 科目担当者は、当該寄付講座の実施及び運営に責任をもって当たる。

(寄付講座の授業担当者)

第3条 寄付講座の授業担当者（以下「授業担当者」という。）は、学内外を問わない。ただし、科目担当者が所属する機関の長は、授業担当者が当該寄付講座のために寄付を行う機関（以下「寄付機関」という。）に所属する場合、又は寄付機関以外の機関等に所属する場合、あらかじめ当該授業担当者の所属の長の承認を得なければならない。

(受入れの条件)

第4条 寄付講座の受入れは、本学の教育の発展に寄与する成果が期待できると認められる場合に限る。

2 授業担当者は、当該寄付講座の科目担当者の下に本学の教育方針に配慮した授業を行わなければならない。

(寄付講座の申請)

第5条 寄付講座を担当しようとする科目担当者は、寄付講座開講申込書と寄付講座計画書を所属する機関の長に提出し、所属機関の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(受入れの可否及び通知)

第6条 学長は、前条の申請があった場合、寄付講座の受入れの可否を決定する。

2 学長は、寄付講座の受入れの可否について、必要な場合、寄付機関に通知する。

(契約の締結)

第7条 学長は、必要な場合、寄付機関との間で寄付講座契約を締結することができる。

2 学長は、寄付講座契約を締結したときは、その旨を科目担当者の所属する機関の長に通

知する。

(科目の実施)

第8条 本学の寄付講座は、本学内において実施する。ただし、必要に応じて学外の施設等において寄付講座を実施することができる。

(寄付講座に要する経費)

第9条 寄付講座に要する経費（以下「講座寄付金」という。）は、寄付機関から受け入れるものとする。

2 講座寄付金は、以下に掲げるものをいう。

(1) 寄付講座実施に必要な人件費

(2) その他寄付講座実施に必要な経費

3 寄付機関から受け入れる講座寄付金は、本学会計に収納されるものとし、当該講座寄付金の範囲内で支出するものとする。

(契約の変更)

第10条 科目担当者は、寄付講座の契約内容に変更が生じた場合、寄付機関と協議の上、双方が承認した講座計画変更願を所属長に提出し、所属する機関の長の承認を得た後、学長の承認を得なければならない。

(寄付講座の中止)

第11条 科目担当者は、天災等、やむを得ない事由により寄付講座を中止するときは、講座計画中止願を所属長に提出し、所属する機関の長の承認を得た後、学長の承認を得なければならない。

(講座寄付金の返還)

第12条 講座寄付金は、前条の規定により寄付講座を中止した場合を除き、返還しない。なお、講座寄付金の返還が生じた場合は、本学が寄付機関から一括して受領した講座寄付金のうち、すでに支出された経費を控除した額とする。

(事務所管)

第13条 寄付講座に関わる事務所管は、学術研究推進部とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めのない運用に関する必要な事項は、契約書に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、駒澤大学社会連携委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。